

# 中間前金払事務手続

## 1 対象工事

土木・建築等の建設工事（付帯設備工事を含む）

設計・監理等の委託は、対象外とします。

## 2 条件

契約金額が130万円以上の建設工事で、前金払を受けていること。

工期の2分の1をの日程が経過していること。

工程表による工期の2分の1までに実施すべき作業が完了していること。

工事の出来高が、契約金額の2分の1以上に達していること。

## 3 手続

工事請負者による中間前金払認定請求書（別表1号様式）の提出に併せて工事履行報告書（別記2号様式）及び工程表（契約事務規則の工-2）を工事所管課に提出する。

所管課は、工事履行報告書により「2条件」の内容を満たしているか確認し、7日以内に中間前金払確認書（別記4号様式）を発行する。

工事請負者は、中間前金払確認書を基に中間前払金保証書発行の必要手続により「中間前払金保証書」の発行を受ける。

工事請負者は、「中間前払金保証書」を添えて「多摩市公共工事の前払金取扱い要綱」第7条に規定する前払金請求書（請負人等提出書類工-8様式）により、中間前金払を請求する。

所管課は、前払金請求書により中間前金払の請求を受けたときは、中間前金払の支払いを行うとともに、「中間前払金保証書」は会計管理者が保管し、その写しを所管課長が保管する。

